

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
1. 管理体制に関する要件(実効ある管理制度の下で漁業が行われていること)			
1.1 漁業許可の取得審査			
1.1.1	漁業免許・許可の取得	国の法令に基づき、審査対象となる漁業を営むために必要な漁業免許、許可等を管理当局(国または都道府県)から受けている等、適法に漁業が行われている。	① 当該漁業を営むための以下を確認できるか。 <input type="checkbox"/> 国または都道府県等発行の免許状あるいは許可証 <input type="checkbox"/> (上記が取得されていない場合、)当該漁業が許可や免許が無くとも禁じられていないこと
1.1.2	管理体制	審査対象となる漁業を管理するための組織及び体制が確立されている。	① 漁業を管理する組織(漁協等)や体制(国、都道府県、水試等)が確立されているか。 <input type="checkbox"/> 当該漁業の管理体制を示す資料
1.1.3	漁業実態の把握	審査対象となる漁業の実態等が把握されている。把握すべき漁業実態の内容については以下の項目を含む。 (i) 漁業の概要 (ii) 漁具・漁法 (iii) 漁獲量・漁獲努力量 (iv) 漁業経営形態及び経営状況	① 漁業の概要 <input type="checkbox"/> 漁業の概要(操業期間、漁場図など)を示す資料 ② 漁具・漁法 <input type="checkbox"/> 漁具の模式図 ③ 漁獲量・漁獲努力量 <input type="checkbox"/> 漁獲量データ、ヶ統数 ④ 漁業経営形態及び経営状況 <input type="checkbox"/> 漁業経営形態及び経営状況を示す資料

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守			
1.2.1	規制、取決め等の遵守	審査対象となる漁業について、効果的かつ適切な監視及び取締が行われ、国、地方公共団体による規制、取決め等が遵守されている。	① 当該漁業全体に関連する規制や取決め等を遵守する実効ある管理体制(監視体制含む)があるか。 <input type="checkbox"/> 当該漁業に関連する法体系 <input type="checkbox"/> 法令・規則を遵守させるための効果的な管理体制 ② 当該漁業全体に関連する規制や取決め等を遵守していない場合にとられる措置(罰則等)があり、実施されているか。 <input type="checkbox"/> 法令・規則を遵守しなかった場合の措置(罰則)
1.2.2	「資源管理計画」の策定及び履行	審査対象となる漁業及び対象資源について、科学的根拠を勘案し、国及び地方公共団体が作成した「資源管理指針」(管理目標及び管理措置を含む)に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成している、あるいはこれと同等の資源管理措置を遵守する実効ある管理ルールが確立されている。また、その履行状況が確認されている。	① 漁獲努力量と漁獲量の包括的な規制に関する「資源管理指針」及び左記に沿った当該漁業及び対象資源の「資源管理計画」(または同等の資源管理措置)が作成されているか。 <input type="checkbox"/> 「資源管理指針」(左記同等含む)の作成 <input type="checkbox"/> 「資源管理計画」(左記同等含む)の作成 ② 「資源管理計画」の履行状況が、漁業を管理する組織によって確認されているか。 <input type="checkbox"/> 「資源管理計画」の履行報告書
1.2.3	参加型管理、透明性の確保	審査対象となる漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が参画しており、その合意形成プロセスが透明性を有している。	① 当該漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が関与しているか。 <input type="checkbox"/> 利害関係者が参加する組織図あるいは概要 ② 合意形成プロセスが存在するか。 <input type="checkbox"/> プロセスのルール、合意形成に至る協議記録の存在

番号	管理点	要求事項	審査項目
			□ 資料・エビデンスの例
1.2.4	広域的な協力体制の構築	対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制が構築されている。対象資源が、国際的に管理されている場合(越境性魚類資源、跨界性魚類資源あるいは高度回遊性魚類資源等)、当該機関等の定める資源管理措置を遵守している。	① 当該漁業を管理する国(または地方公共団体)に加え、資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制があるか。 □ 地域間の資源管理体制 □ 国家間の資源管理体制
			② (国際的に管理されている場合)、当該漁業を管理する国(または地方公共団体)に加え、当該機関等の定める資源管理措置を遵守しているか。 □ 管理措置を遵守しない場合の措置(罰則等)・違反状況
1.2.5	放流計画の策定	対象資源の種苗放流が行われている場合は、国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上、放流計画等が策定され、実施されている。	① 国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上、放流計画等が策定、実施されているか。 □ 「放流計画」(同等のもの含む) □ 実施状況(報告書)
1.2.6	予防的アプローチ、順応的管理	水産資源や生態系、資源管理に伴う様々な不確実性を考慮し、漁業管理が予防的に行われている。また、対象資源や生態系の状態に応じて、管理施策の内容を順応的に修正、改善する仕組みを有している。	① 環境変動等による不測の事態に対して臨機応変な対応ができる体制ができているか □ 予防的措置、順応的管理の仕組みの有無
1.2.7	多面的利用に関する合意形成	審査対象となる漁業の操業水域において、漁業生産以外の活動が行われている場合、管理措置の実効性について当事者間の継続的な話し合いが持たれており、その内容が記録されている。	① (該当する場合には、)漁業以外の幅広い関係者も参画した協議の場が設定されており、協議内容が記録されているか。 □ 協議の場の有無 □ 協議の結果が管理に反映されている記録
1.2.8	管理ルールの周知	管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されている。	① 管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されているか。 □ 情報発信・開示の有無

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
2. 対象資源に関する要件(対象資源が持続的に利用される水準を維持していること)			
2.1	生物学的情報の把握	対象資源の生物学的情報(以下の項目を含む)が把握されている。 (i) 分布と回遊 (ii) 年齢・成長・寿命 (iii) 成熟と産卵	① 分布と回遊 <input type="checkbox"/> 分布に関する知見・文献 <input type="checkbox"/> 回遊に関する知見・文献 ② 年齢・成長・寿命 <input type="checkbox"/> 年齢・寿命に関する知見・文献 <input type="checkbox"/> 成長に関する知見・文献 ③ 成熟と産卵 <input type="checkbox"/> 成熟に関する知見・文献 <input type="checkbox"/> 産卵に関する知見・文献
2.2	科学的根拠	対象資源の現状と傾向を判断するための科学的根拠が収集・維持されている。	① 当該資源の管理にあたって、以下の科学的根拠データが、FAOガイドライン(FAO Guideline for the routine collection of capture fishery data)等の国際基準を踏まえ、収集・保全されているか。 <input type="checkbox"/> 漁獲量のデータ <input type="checkbox"/> 漁獲努力量のデータ <input type="checkbox"/> その他対象種の資源評価に必要なデータ
2.3	対象漁業以外の漁獲及び回復力の考慮	資源評価にあたっては、対象資源の分布範囲における、審査対象となる漁業以外による漁獲の影響、及び資源の回復力についても考慮されている。	① 審査対象資源の現状と動向の評価にあたっては、対象資源の全ての分布範囲における、全ての漁業による対象資源の漁獲とそれに起因する致死(投棄、未確認の致死、意図的な致死、未報告の漁獲、漁獲等含む)を考慮しているか。 <input type="checkbox"/> 対象漁業の漁獲データ <input type="checkbox"/> 対象漁業以外の漁獲データ ② 対象資源の「資源管理措置」は、対象資源の分布域において、対象資源を漁獲するすべての漁業による対象資源への影響を考慮しているか。 <input type="checkbox"/> 対象資源を漁獲するすべての漁業による対象資源の影響の有無 ③ 対象資源の現状や動向の評価が回復力に寄与する対象資源の生物学的特性(寿命など)を考慮しているか。 <input type="checkbox"/> 回復力に寄与する対象資源の生物学的特性(寿命など)の考慮の有無

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
2.4	資源評価及び結果の開示	収集された情報をもとに対象資源の現状と傾向に関する評価が行われ、評価結果が管理のための意思決定に反映されている。また、評価結果及びその手法について、適時情報が開示されている。	<p>① 「最良の科学的根拠」に基づいた資源評価が実施されているか。また、その資源評価に基づいた予防的措置及び順応的管理が実施されているか。</p> <p>□ 「最良の科学的根拠」に基づいた資源評価の実施 □ 上記の「最良の科学的根拠」に基づいた、予防的措置及び順応的管理の実施</p> <p>② 評価結果が資源管理指針及び資源管理計画の作成のための意思決定に反映されているか。</p> <p>□ 反映を示す報告書、議事録</p> <p>③ 漁業管理を行う組織が、対象資源の状況、対象漁業による対象資源や生態系への悪影響の見込みや程度について、時宜を得た「最良の科学的根拠」を受けとれるか、漁業管理を行う組織が、定期的に、必要に応じ、情報の収集、資源評価、計画、管理目標や対象の形成、管理措置の策定、漁業規則の設定について、統轄したプロセスを運営するために機会を設けているか。</p> <p>□ 時宜を得た「最良の科学的根拠」を受けとれる包括的な体制はあるか □ 統轄したプロセスを運営する包括的な体制はあるか</p> <p>④ 評価結果及びその手法について、適時情報が開示されているか。</p> <p>□ 資源評価の手法および結果の開示</p>

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
2.5	資源管理方策の設定	最大持続生産量(MSY)または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、公的機関によって設定された維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)、あるいは科学的根拠に基づき代替水準が設定されている。	<p>① 管理目標において、予防的アプローチに適合し、「最良の科学的根拠」に基づいて、「対象種」、「限界管理基準」あるいはその「代用基準」を定義しているか。 また、「目標管理基準」は、平均して、MSY(またはその代用基準)を達成するよう設定、また、「限界管理基準」は、加入乱獲や非可逆的又は穏やかな可逆的な影響を避けるように定義されているか。</p> <p>□ 管理目標等による、対象種、「限界管理基準」、「目標管理基準」、または、「その代用基準」の適切な定義付け</p> <p>② 最良の科学的根拠もとで、審査対象漁業と審査対象資源の長期的かつ持続的な資源利用に資する「管理目標」と、管理目標達成に向けた「管理措置」が設定されているか。</p> <p>□ 「管理目標」(左記同等含む) □ 「管理措置」(左記同等含む)</p> <p>③ 「持続的漁業を維持するための管理目標に合致し、「限界管理基準、目標管理基準やその代用に関する目標に合致したアウトカム(成果)指標(または同等のもの)が設定されているか。</p> <p>□ アウトカム(成果)目標の設定(左記同等含む)</p> <p>④ 小規模漁業・データが十分でない漁業の場合、リスクマネジメントを踏まえた、小規模漁業及びデータ不足漁業のための漁業管理・運営体制が構築され、当該体制に基づき管理が行われているか。</p> <p>□ 「小規模漁業、データ不足漁業」の存在 □ 「小規模漁業、データ不足漁業」のための管理・運営体制の存在</p> <p>⑤ 管理体制に活用される伝統的な漁業、漁業者及び漁業地域の知識が客観的に検証できるようになっているか</p> <p>□ 検証する手段の存在</p>
2.6	TAC(漁獲可能量)の遵守	対象資源に漁獲可能量(TAC)制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されている。	<p>① 漁獲可能量(TAC)制度が実行されている場合は、遵守されているか。</p> <p>□ TACの遵守</p>
2.7	過剰漁獲の防止	対象資源に対して過剰な漁獲は行われておらず、資源回復措置を講じる必要のある基準を下回る場合には、加入乱獲を避けるため適時必要な措置が講じられている。	<p>① 過剰漁獲の定義が定められているか。</p> <p>□ 例えば、基準値といった過剰漁獲の定義の設定(左記同等含む)</p> <p>② 審査対象資源が過剰な漁獲の状態になっていないか。</p> <p>□ 対象資源の資源状態</p> <p>③ 審査対象資源が、合理的な時間的体系のなかで、資源の回復を許す管理目標レベルより低くなった際の管理措置が準備されているか。なお、措置の設定に当たっては、過去に移入され自然の生態系の一部になっている種も考慮する。</p> <p>□ 資源回復措置の準備されている(同等の措置を含む)</p>

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
3. 生態系への配慮に関する要件(生態系の保全に向けた適切な措置がとられていること)			
3.1 生態系に配慮した管理体制の確立			
3.1.1	非対象種及び生態系への影響評価のための情報	<p>審査対象となる漁業が非対象種及び生態系に与える影響を評価するため、以下の項目に関し、科学的根拠に基づいた情報が収集・維持されている。</p> <p>(i) 対象資源以外の漁獲及び投棄</p> <p>(ii) 当該漁業による希少種の混獲及び保全・保護の取り組み</p> <p>(iii) 対象資源にとって重要な生息域に関する情報(産卵場や稚魚の生育場など)</p> <p>(iv) 当該漁業が使用する漁具が生態系(海底環境など)に与える影響</p> <p>(v) 対象資源の被捕食関係</p> <p>(vi) 生態系全体のバランス(生態系の攪乱を起していないか)</p>	<p>① 十分に信頼できる最新の情報が、以下について存在しているか。</p> <p>(i) 審査対象漁業による非対象種の漁獲及び投棄が与える、当該非対象種の過剰漁獲やその他の不可逆的(あるいは非常に遅い可逆的)回復といった影響の情報と評価</p> <p>(ii) 審査対象漁業による希少種に対する影響の国際的な基準と実践に即した情報と評価。</p> <p>(iii) 審査対象漁業による、審査対象資源の重要な生息域、及び審査対象漁業で用いる漁具に対し特に脆弱な生息域への影響の情報と評価。本情報と評価は、漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間部分を含む。</p> <p>(iv) 審査対象資源が、生態系の中で主要な被食種であるか、(もしその場合)対象資源の漁獲により捕食種への深刻な悪影響が生じているか判断するための、審査対象資源の食物網における役割の情報と評価。</p> <p>(v) 審査対象漁業が生態系の構造と機能へ与える影響の国際的な基準と実践に即した情報と、その影響の可能性や程度に対する時宜を得た科学的助言をするための評価。</p> <p>□ 上記(i)～(v)の情報の存在</p>

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
3.1.2	生態系への配慮	3.1.1 (i)~(vi)の結果を踏まえ、非対象種及び生態系への悪影響を最小限に抑えることに配慮して漁業が行われている。	<p>① 「管理目標」と「アウトカム(成果)指標」が、3. 1. 1の評価結果を基に以下について設定されているか。</p> <p>(i) 非対象種が、審査対象漁業による非対象種の漁獲及び投棄に起因する、過剰漁獲やその他の不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復といった影響から守られていることを確保するための、管理目標とアウトカム(成果)指標。</p> <p>(ii) 希少種が、審査対象漁業による過剰漁獲やその他の不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復といった影響から守られること確保するための管理目標及びアウトカム(成果)指標。</p> <p>(iii) 審査対象資源の重要な生息域及び審査対象漁業で用いる漁具の影響に特に脆弱な生息域において、審査対象漁業の影響を除外、最小化、あるいは緩和するための管理目標及びアウトカム(成果)指標。</p> <p>(iv) 審査対象資源が主要な被食種である場合、捕食種への深刻な悪影響を避けることを図るための管理目標とアウトカム(成果)指標。</p> <p>(v) 審査対象漁業による、生態系の構造・機能への不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復となる悪影響を最小限に抑えるための管理目標とアウトカム(成果)指標。</p> <p>□ 上記(i)~(v)の管理目標及びアウトカム(成果)指標(左記相当含む)の存在</p> <p>② 3. 1. 2. ①(i)~(v)に示した管理目標の達成に向けた管理措置が設定されているか。また、必要に応じて、不要な漁獲・投棄を最小限に抑える、あるいは、偶発的な混獲が不可避な場合に再放流の致死率を抑えるための管理措置が存在するか。</p> <p>□ 管理措置の存在</p> <p>③ 審査対象漁業による生態系への最も可能性のある悪影響に係る分析方法と結果が、適切な守秘の下、時宜を得て開示されているか。</p> <p>□ 生態系に最も可能性のある悪影響についての分析手法及びその結果の開示</p>
3.1.3	漁場環境及び生息環境の保全	申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献している。	<p>① 申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全(藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化・保全、河川・湖沼の生態系保全、漁業活動による環境保全等)に貢献しているか。</p> <p>□ 申請者による対象資源の生息環境の保全に対する貢献の有無</p>

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮			
3.2.1	生態系に配慮した人工種苗の生産	人工種苗の生産や放流にあたっては、生物としても種の特性と遺伝的多様性を維持するための十分な配慮がなされている。	<p>① 種苗生産にあたり、必要な許可(占用許可、水利権等)が得られているか。 □ 自然環境に考慮することも求めている、種苗生産施設に関する許可等の取得</p> <p>② 放流種苗の系群について考慮され、遺伝的多様性の保全のための取り組みがなされているか。 □ 系群保全に関する取り組み(移植放流など) □ 遺伝的多様性に関する取り組み(親魚数の管理など)</p> <p>③ 種苗生産に用いる親魚は継代飼育をせず、捕獲履歴が明らかな親魚の利用を行う措置をとっているか。 □ 親魚の捕獲履歴の確認 □ 親魚は継代飼育されていない</p> <p>④ 放流実績(放流数、時期、サイズなど)は収集したうえ、最適な放流方法(放流サイズ、適切な発育段階など)を選定する措置をとっているか。 □ 放流実績(放流数、放流月日、サイズ)の収集 □ 適正な放流方法の検討(発育段階など)</p> <p>⑤ 疾病の蔓延を防止するための措置をとっているか。 □ 魚病診断の体制 □ 魚病蔓延防止のための措置</p>
3.2.2	自然再生産個体群維持のための管理目標及び管理措置の設定	対象資源について、現存する自然再生産による個体群を持続的に維持するための管理目標の設定及びそれに基づいた管理措置が講じられている。	<p>① 放流魚に標識がなされる等、放流由来と自然再生産由来の個体群の別々の評価が可能となり、放流効果を評価しているか。(自然再生産個体群が評価されているか) □ 放流魚への標識付けの実施等による放流効果の評価</p> <p>② 栽培・増殖漁業による、審査対象資源の自然再生産個体群、及び増殖用に供する個体を採捕したその他の野生群への深刻な悪影響を避けるための管理目標と管理措置が存在するか。 □ 管理目標及び管理措置(左記相当含む)</p> <p>③ 3.2.2.②の管理措置として、自然再生産個体群の維持のため、生息環境の評価および保全の取り組みがなされているか。 □ 生息環境保全の取り組み</p>

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例
3.2.3	種苗放流による対象資源および生態系への影響モニタリング	対象資源および生息域におけるモニタリングが行われており、種苗放流による対象資源の自然再生産や生態系への影響を回避するための措置が講じられている。	<p>① 対象資源のモニタリング(生物学的・遺伝学的)が実施され、対象資源の形質等に変化がみられないことを確認しているか。</p> <p>□ 生物学的(魚体サイズ、年齢、卵数、来遊時期など)・遺伝学的モニタリングの実施 □ 対象資源の形質の変化</p> <p>② 審査対象漁業が栽培・増殖漁業を含む場合、十分に信頼できる最新の情報が、以下について存在しているか。</p> <p>(i) 関連する栽培・増殖漁業による非対象種の漁獲及び投棄が与える、当該非対象種の過剰漁獲やその他の不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復といった影響の評価。</p> <p>(ii) 関連する栽培・増殖漁業による希少種に対する影響の国際的な基準と実践に即した情報と評価。</p> <p>(iii) 関連する栽培・増殖漁業による、審査対象資源の重要な生息域、及び審査対象漁業で用いる漁具の影響に特に脆弱な生息域における漁業管理制度の情報と評価。本情報と評価は、漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間部分を含む。</p> <p>(iv) 関連する栽培・増殖漁業による生態系の構造と機能への影響の国際的な基準と実践に即した情報と、その影響の可能性や程度に対する時宜を得た科学的助言をするための評価。</p> <p>□ 上記(i)～(iv)の情報の存在 □ 自然再生個体群が関連する栽培・増殖により生産された個体群により大きく置き換えられていないかを含む、放流後の分布域や成長に関する情報の存在</p> <p>③ 審査対象漁業が栽培・養殖漁業を含む場合、以下について、管理目標、管理措置及びアウトカム(成果)指標が存在するか。</p> <p>(i) 非対象種が、関連する栽培・増殖による非対象種の漁獲及び投棄に起因する、過剰漁獲やその他の不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復といった影響から守られていることを確保するための、管理目標と管理措置。</p> <p>(ii) 希少種が、関連する栽培・増殖による過剰漁獲やその他の不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復といった影響から守られること確保するための管理目標、管理措置及びアウトカム(成果)指標。</p> <p>(iii) 関連する栽培・増殖漁業による、生態系の構造・機能への不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)回復となる悪影響を最小限に抑えるための管理目標、管理措置及びアウトカム(成果)指標。なお、関連する栽培・養殖漁業のための生息域の改変は、可逆的のものとし、生態系の構造・機能に対し不可逆的な(あるいは非常に遅い可逆的な)影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>□ 上記(i)～(iii)に示す管理目標、管理措置、アウトカム(成果)指標(左記相当含む)</p> <p>④ 関連する栽培・増殖漁業による生態系への最も可能性のある悪影響に係る分析方法と結果が、適切な守秘の下、時宜を得て開示されているか。</p> <p>□ 生態系への最も可能性のある悪影響についての分析手法及びその結果の開示</p>